20 雇用保険被保険者からの雇用保険料の控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

例）賃金255,940円×5.0/1,000＝1,279.7→1,280円（被保険者負担分）

注）ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

21 年度更新よくある質問

Q１．年度更新に必要な様式はホームページからダウンロードできますか？

A．一部の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の様式は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署または労働局で入手してください。
（下記ＵＲＬもしくは右のQRコード、または「主要様式ダウンロードコーナー（労働保険適用・徴収関係主要様式）」で検索してください。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html

Q２．第２種特別加入保険料（一人親方等）の申告に関する用紙は、ホームページからダウンロードできますか？

A．「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は厚生労働省ホームページから（ＵＲＬはQ1の回答に記載しているものと同じです。）ダウンロードできます。また、事業場を管轄する都道府県労働局より送付されていた用紙及び記入要領がある場合等は、当該管轄労働局へご確認ください。

Q３．保険料（一般拠出金）の計算をしたら小数点以下が発生しました。切り捨てですか、切り上げですか？

A．切り捨てになります。
なお、労災保険と雇用保険の算定基礎額が同額の場合は、別々に計算して切り捨てるのではなく、両保険の算定基礎額を両保険の料率の合計に乗じ、その後切り捨ててください。（記入例４（P.27）をご参照ください。）

Q４．令和８年度概算保険料だけでは40万円に満たないのですが、令和７年度確定保険料の不足額と合計すると40万円以上となります。この場合、延納はできますか？

A．延納することはできません。（概算保険料のみで40万円以上の場合が延納可能となります。）